

15 平成20年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成21年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H19.4.1) 973
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 (福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 (H18.11.10) 3,853
福島県						従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 3,917
愛媛県						100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 720
佐賀県						100分の10	S54.4.1施行 (H16.4.1) 1,196
島根県						100分の10 (平成17年度及び平成18年度は100分の12)	S55.4.1施行 (H17.4.1) 850
静岡県						100分の10	S55.4.1施行 (H17.4.1) 871
鹿児島県						100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 946
宮城県						100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 527
新潟県						100分の12	S59.11.15施行 (H16.11.15) 0
北海道						100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 552
石川県	100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 0					
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管	①原子炉に挿入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量 ⑤放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の10 ② 35,400円/kg ③938,000円/本 ④ 62,400円/m ³ ⑤ 3,000円/m ³	S53.10.18施行 (H16.4.1) 1,193

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の貯蔵 ⑤廃棄物の埋設 ⑥廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑥ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者 ⑥廃棄物管理事業者	申告納付	① 16,500円/kg ② 核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12) ③ 19,400円/kg ④ 1,300円/kg ⑤ 23,700円/m ³ ⑥ 728,700円/本	H3.9.28施行 (H18.9.28) 9,022
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 5,857

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ 40円	S43. 12. 1施行 (H18. 6. 1) 1 9
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した 砂利 1 m ³ 30円 その他 1 m ³ 15円	S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 1 3
神奈川県 山北町		岩石及び砂利 の採取				岩石 1 m ³ 10円 砂利 1 m ³ 15円	S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 8
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の延面 積	所有者	普通徴収	1 m ² 年 650円	S51. 4. 1施行 (H18. 4. 1) 5 6 6
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場利用 者	特別徴収	二輪車（自転車を 除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 6 8
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料（使用済核 燃料集合体） の数量（1 発 電用原子炉に つき157体を超 える分）	発電用原子炉の 設置者	申告納付	230, 000円/体	H15. 11. 1施行 2 7 3
東京都 豊島区	狭小住戸集 合住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 （専用面積29 ㎡未満の住戸） を有する集 合住宅の建築 等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告納付	1 戸につき50万円	H16. 6. 1施行 2 8 0

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成 19 年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)	
三 重 県	産業廃棄物 税	産業廃棄物の 中間処理施設 又は最終処分 場への搬入	①最終処分場 への搬入： 当該産業廃 棄物の重量 ②中間処理施 設への搬入 ：当該産業 廃棄物の重 量に処理係 数を乗じて 得た重量	最終処分場又は 中間処理施設へ 搬入される産業 廃棄物の排出事 業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14. 4. 1施行 3 5 5	
滋 賀 県						1,000円/ト ※年間搬入量 500ト未満は免税	H16. 1. 1施行 7 3	
岡 山 県	産業廃棄物 処理税	最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	最終処分場へ 搬入される産 業廃棄物の重 量	最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	1,000円/ト	H15. 4. 1施行 7 4 2	
広 島 県	産業廃棄物 埋立税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者 ※自社処分は原 則課税免除	特別徴収 ※他者か ら搬入され た産業廃 棄物を 自社の処 分場にお いて処理 する場合 は申告納 付	H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1) 8 8 6
鳥 取 県	産業廃棄物 処分場税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者 ※自社処分は原 則課税対象外 ※下水処理に伴 う汚泥等は非 課税		H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1) 6
青 森 県	産業廃棄物 税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者 ※県が供給する 工業用水のう ち、河川の表 流水を原水に より供給して いるものから 発生する汚泥 を自社処理す る場合は非課 税	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	H16. 1. 1施行 8 1
岩 手 県						最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者		H16. 1. 1施行 8 3
秋 田 県								1,000円/ト (公有水面埋立区 域内に県が設置 する最終処分場への 指定副産物の搬入 については250円/ト)

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)	
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 183	
山口県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H16.4.1施行 295	
新潟県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.4.1施行 207	
京都府							H17.4.1施行 81	
宮城県							H17.4.1施行 364	
島根県	産業廃棄物減量税						1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H17.4.1施行 325
熊本県	産業廃棄物税						1,000円/トン	H17.4.1施行 160
福島県							1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 571
愛知県							1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 515
沖縄県							1,000円/トン	H18.4.1施行 102
北海道	循環資源利用促進税						1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 536
山形県	産業廃棄物税						1,000円/トン	H18.10.1施行 169
愛媛県	資源循環促進税						1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 117

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17.4.1施行 378
佐賀県							H17.4.1施行 131
長崎県							H17.4.1施行 119
大分県							H17.4.1施行 294
鹿児島県							H17.4.1施行 92
宮崎県							H17.4.1施行 271
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千円未満： 100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 1,410
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 22

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖 町	遊漁税	河口湖での遊 漁行為	遊漁行為を行 う日数	遊漁行為を行 う者	特別徴収	1 人 1 日 200円	H13. 7. 1 施行 1 2
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場 において行われ る産業廃棄物 の埋立処分	最終処分場 において埋立 処分される産業 廃棄物の重量	最終処分場 において埋立 処分される産業 廃棄物の最終 処分業者及び 自家処分業者	申告納付	1,000円/ト ※条例施行後3 年間は500円/ト	H15. 10. 1施行 1, 3 1 4
新潟県 柏崎市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の保管	保管する使用 済核燃料の重 量(使用済核 燃料に係る原 子核分裂をさ せる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料 を保管する原 子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 5 4 7
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する行為	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する回数	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する者	特別徴収	1 回の入域につ き100円(障害 者、高校生以 下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
沖縄県 伊平屋村		旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する行為	旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する者			H20. 7. 1施行 平年度見込額 2

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成 19 年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
 2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 3 遊漁税を課税していた 3 町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成 15 年 11 月 15 日に合併。